

八広児童館跡地の活用について

1 経緯

児童館移転に伴い令和6年4月から未利用となる現在の八広児童館について、速やかに新たな活用方針を策定するため、基本計画に示した方針のとおり未利用公有地の有効活用の観点から売却や貸付等も含めて、主要な課題解決につながる活用策の検討を続けてきた。

これまで、当該地の敷地状況や道路付け、位置関係、近隣状況などを考慮し地域の課題解決につながる活用を検討してきたなか、令和5年3月に社会福祉法人墨田さんさん会（以下「当該法人」という。）からの知的障害者の通所事業所用地に関する要望、さらに同年4月に地域からの要望を受けたため、当該地での事業可能性についても総合的に検討を進めてきた。

2 活用策

当該法人が運営する2施設において、老朽化などの理由により現在の所在地での事業継続が困難となっていく状況のなか、当該2施設は特別支援学校卒業生の進路の一つになるなど、本区の障害者福祉施策として区内に必要な施設であり、他に適地が見つからないことから、知的障害者の通所事業所用地として当該地を貸し付けることとする。なお、貸付方法や当該地での地域貢献策等の詳細については、引き続き協議を進めていく。

3 敷地の現況

所在地	墨田区八広二丁目38番14号（住居表示）
敷地面積	385.44㎡
用途地域	準工業地域
建ぺい率	80%
容積率	200%
日影規制	5－3時間／測定面4m
高度地区	第3種高度地区（17m）
防火規制	防火地域（準防火地域を含む。）

4 貸付予定事業者

事業者名	社会福祉法人墨田さんさん会
所在地	墨田区立花四丁目30番16号
代表者	理事長 前田 君代
設立年月	2002年11月
事業内容	障害者向けの社会福祉事業 就労継続支援（B型）、生活介護
その他	区内初の知的障害者を対象とした法人

5 活用案

- (1) ワクワク工房（生活介護）の移転先
- (2) 向島七福作業所（就労継続支援B型）の移転先
- (3) 地域貢献策

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年度 児童館解体設計
- 令和7年度 児童館解体
土地貸付契約